

番号	質問	回答
20	<p>生活介護事業の開所日数を増やしたり、自主事業で多目的ホールや食堂等を使用する際、市の貸館業務等との優先関係はどうなりますか？</p>	<p>①生活介護事業の開所日数増に関しては、生活介護事業で用いる部屋だけを使用するのであれば、市の貸館業務等に影響はないので、生活介護の日数増は可能です。</p> <p>②多目的ホールや食堂等の自主事業による使用については、質問6の回答のとおり、下記の内容を基本的な考え方とし、自主事業の内容（市として力を入れたい内容か）や、市民の使用の妨げの程度を考慮して判断します。 【質問6の回答における基本的考え方】 自主事業の実施に当たっては、管理業務に影響することや、過度な自主事業の実施により市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることの無いようにすることが必要です。</p> <p>③市民の使用予定がないのであれば、指定管理者が自主事業として使用することには何も支障はありません。</p>